

伊東市土地評価支援業務委託

プロポーザル実施要領

伊東市

1 目的

本要領は、伊東市土地評価支援業務について公募型プロポーザル方式により最も適切と判断される事業者（以下「特定事業者」という。）を選定する場合の手続に関し、必要な事項を定めるものです。

2 本プロポーザルの概要

- (1) 事業名称 伊東市土地評価支援業務
- (2) プロポーザル方法 公募型プロポーザル方式
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月19日まで
- (4) 契約上限額

25,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

【各年度分の内訳】

令和6年度：5,000,000円

令和7年度：10,000,000円

令和8年度：10,000,000円

※いずれも消費税及び地方消費税を含む。

3 主催者及び事務局（各書類提出先）

- (1) 主催者 伊東市
- (2) 事務局 伊東市総務部課税課
〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号
TEL：0557-32-1275
FAX：0557-52-6900
E-mail：kazei@city.ito.shizuoka.jp

4 本プロポーザルに関するスケジュール

- (1) 公告 令和6年6月3日（月）
- (2) 参加受付
令和6年6月3日（月）から令和6年6月17日（月）午後5時まで（必着）
- (3) 質問受付

令和6年6月3日（月）から令和6年6月10日（月）午後5時まで（必着）

- | | |
|----------------|-------------------|
| (4) 質問回答 | 令和6年6月13日（木） |
| (5) 参加資格確認結果通知 | 令和6年6月20日（木）頃 |
| (6) 提案書提出期限 | 令和6年7月1日（月）午後5時必着 |
| (7) プレゼンテーション | 令和6年7月9日（火） |
| (8) 最終審査結果通知 | 令和6年7月中旬頃 |
| (9) 業務委託契約 | 令和6年7月下旬頃 |

（注）上記スケジュールは予定であり、書類の提出状況、選定委員会の審議の進捗状況等により、変更する場合があります。

5 参加資格等

(1) 参加資格要件等

本プロポーザルの参加資格は、参加申込書の提出日現在において、次の全ての要件を満たすものとします。

なお、参加者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とします。

ア 測量業者登録事業者であること。

イ 静岡県内に本社又は支店、営業所を有すること。

ウ イの本社又は支店、営業所が、伊東市の令和5・6年度の測量・建設コンサルタント等の入札参加資格者名簿に登録されていること。

エ 伊東市指名停止措置要綱（平成9年伊東市告示第18号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

オ 伊東市暴力団排除条例（平成24年伊東市条例第19号）第2条第1号から第3号までに規定する者でないこと。

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

キ 「伊東市土地評価支援業務委託特記仕様書」の第1章第4条に規定する実績を有すること。

ク 「伊東市土地評価支援業務委託特記仕様書」の第1章第6条に規定する品質管理のための品質マネジメントシステム等の公的認証を取得していること。

(2) 参加制限等

ア 本プロポーザルへの参加申込みは、1者単独とし、共同企業体での参加は認めません。

イ 参加1者につき、参加申込み、技術提案等は1件とし、重複参加は認めません。

(3) 予定業務技術者の必要資格等

ア 主任技術者及び担当技術者は、参加申込書提出者の組織に属すること。

イ 主任技術者は、同種業務の実務経験を10年以上有すること。

ウ 主任技術者は、過去3年以内に同種業務の完了実績を1件以上有すること。

エ 主任技術者は、測量士の資格を有すること。

オ 主任技術者又は担当技術者の中に、不動産鑑定士の資格の有する者を1名以上配置すること。

6 参加手続等

企画提案の参加資格の審査を行うため、参加希望の事業者は、本要領等を十分確認し、業務委託の趣旨を踏まえた上で、参加申込書等を提出してください。

(1) 提出書類の入手方法

参加申込書等の提出様式等は、伊東市ホームページ <http://www.city.ito.shizuoka.jp/> からダウンロードして入手することができます。

(2) 提出書類の作成方法及び提出部数

各種提出書類の作成方法及び提出部数については、提出書類作成要領を参照してください。

(3) 参加申込書等の提出手続

ア 提出方法

参加申込書（様式第1号）、業務実績確認書（様式第2号）を令和6年6月17日（月）午後5時まで（必着）に、事前に電話連絡の上、事務局へ持参（電話連絡及び受付は、土曜日・日曜日を除く午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間とします。）又は郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着のこと。）により提出してください。

なお、当市は、郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負いません。

イ 参加資格審査結果の通知について

上記の参加申込書提出者に参加資格確認結果通知書（様式第3号）を令和6年6

月20日(木)頃に通知します。

(4) 本プロポーザルに係る質問書の提出手続等

ア 質問書の提出方法

質問書(様式第4号)を作成の上、電子メールにより事務局宛に送信してください。

また、送信後は確認のため事務局まで電話連絡してください。(電話連絡は、質問受付期間中の土曜日・日曜日を除く午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間とします。)

なお、当市は、電子メールの送受信に起因するトラブルについては一切の責任を負いません。

※課税課共通のメールアドレスを使用している関係上、他者による開封を避けるため、電子メールのタイトルに【伊東市土地評価支援業務プロポーザル:質疑】と付すなど、内容が分かるように送信してください。

イ 受付期間

令和6年6月3日(月)から令和6年6月10日(月)午後5時まで(必着)

ウ 回答日及び回答方法

質問に対する回答は一括して質問回答書として取りまとめ、令和6年6月13日(木)までに「伊東市ホームページ」に掲載します。

なお、質問に対する回答内容は、本要項の追加又は修正として、実施要項の一部と同様に取り扱うものとします。

7 企画提案書等の提出手続

(1) 提出期限 令和6年7月1日(月)午後5時必着

(2) 場所及び提出方法

事務局へ持参(受付は、土曜日・日曜日及び祝祭日を除く午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間とします。)又は郵送(受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着のこと。)により提出してください。

なお、当市は、郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負いません。

(3) 提出書類

ア 会社概要書(様式第5号)

イ 予定業務技術者経歴書（様式第6号）

ウ 参考見積書（様式第7号）

※ 契約時に見積書の金額を上回ることはできません。

※ 見積金額が本要項に記載の契約上限額を超える場合は失格とします。

エ 企画提案書（表紙）（様式第8号）

オ 伊東市土地評価支援業務委託プロポーザル企画提案書（任意様式）

8 企画提案審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

(1) 企画提案審査

ア 企画提案審査はプレゼンテーション方式とし、令和6年7月9日（火）に実施する予定です。プレゼンテーションの際の新たな資料配付は認めないこととします。

なお、日程、場所及び留意事項等については、対象者に対し別途通知します。

イ プレゼンテーションの時間は30分間とし、その後10分間ヒアリング（質疑応答）を予定します。事業者の入れ替えや準備にかかる時間は上記に含みません。

ウ プレゼンテーションに参加可能な人数は3人以内とします。

なお、事業の一部再委託を予定している場合、再委託先も含めて5人以内とします。

エ プレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）は非公開とします。

オ プレゼンテーションにおいて使用するプロジェクター、スクリーン及び電源は事務局が準備しますが、使用するパソコン等は持込みとします。

(2) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、令和6年7月中旬頃に対象者に通知するとともに、特定事業者1者及び次点者1者の事業者名を「伊東市ホームページ」に掲載します。

なお、それ以外の事業者名については公表しません。

9 審査関係書類作成及び提出上の注意事項

(1) 伝送及び電子媒体による提出は受け付けません。

(2) 提出書類の作成方法は、提出書類作成要領によります。

(3) 提出した書類等の差替え、修正等は認めません。また、提出書類に記載された主任技術者は、原則として変更できません。ただし、病気休職、死亡、退職等やむを得な

い理由により変更する場合は、同等以上の技術者であることの承認を得ることとします。

(4) 提案書の取扱い

ア 提出された書類、資料等は返却しません。

イ 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとしますが、当市は、提出書類を自由に使用できるものとし、使用料は無償とします。

ウ 選定後、選定された者の提案内容に拘束されないこととします。

10 プロポーザル審査方法

(1) 本プロポーザルの審査は、市職員によって構成する選定委員会を設置し、実施します。

(2) 本プロポーザルは、プレゼンテーション審査により実施します。

(3) 企画提案審査は、プレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）を行った後、別紙評価項目及び評価内容により審査を行い、特定事業者1者及び次点者1者をそれぞれ選定します。

なお、最高得点者が2者以上となった場合は、選定委員会委員長が、特定事業者1者を決定します。

(4) 企画提案審査の結果については、何人も異議を申し立てることはできません。

11 費用の負担

本プロポーザルに係る一切の費用は、本プロポーザルに参加しようとする者の負担とします。

12 特定事業者の取扱い

(1) 特定事業者に対し、伊東市土地評価支援業務に係る委託契約の第1交渉権が与えられ、当市は、第1交渉権を与えられた者と契約の交渉を行います。ただし、特定事業者が契約を辞退した場合又は契約交渉が不成立となった場合には、次点者と契約の交渉を行うこととします。

(2) 伊東市土地評価支援業務委託料の契約上限額は、25,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。なお、許認可手数料等は含まない。）とします。

(3) 当市は、本業務委託の契約締結後においても、失格事項又は不正と認められる行為が判明したときは、契約を解除できるものとします。

(4) 本業務の受託者は、業務の内容について当市と十分協議の上、業務を進めることとします。

13 失格事項

参加申込者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

なお、企画提案審査後に判明した場合も同様とします。

- (1) 提出期間経過後に書類の提出があった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員又は事務局等関係者に本プロポーザルに対する援助、質問等を直接又は間接的に求めた場合
- (4) 参加申込書の提出後、契約締結までの期間に本要領に規定する参加資格等を有しなくなった場合
- (5) 本要領に違反した場合
- (6) 威圧その他の行為により公正かつ円滑な選定業務を妨げた場合
- (7) その他選定委員会が本要領に違反すると認定した場合

14 その他

(1) 参加申込書を提出した者は、その時点で公告等の内容を受諾したものとします。

(2) 参加申込書の提出後において、令和6年7月1日（月）午後5時までは、参加を辞退することができます。なお、辞退する場合は、参加辞退届（様式第9号）を提出してください。